

学校いじめ防止 基本方針

いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしゃからかいのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事例が全国的に増加している。いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったり、また、深く傷つき、悩んでいる児童生徒がいる。

いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、児童生徒たちが意欲をもって充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

北海道帯広養護学校

I いじめの定義と内容・要因

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの内容

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

3 いじめの要因

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒の問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやし立てるなど「観衆」の存在、周囲で暗黙の了解を得ている「傍観者」の存在や所属集団の閉鎖性の問題等により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめを行う背景には、「いらいらやストレス」「競争的な価値観」などが存在しているため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ学習や人間系での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは児童生徒の人権に関わる重大な問題であることから、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め合い支え合うことができず、いじめが起こり得る。

4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合に

は、この目安に関わらず、学校の設置者又は「いじめ防止対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ防止対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

Ⅱ いじめ防止の指導体制・組織対応

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 意義

- ・教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応となる。
- ・対応の方針を示すことで、児童生徒や保護者の安心感やいじめの加害行為抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

(2) 策定に関する留意事項

- ・いじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針
- ・具体的な指導内容のプログラム化（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）
- ・いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容の明示
- ・いじめの早期発見・事案対処マニュアルの策定
- ・アンケート調査や個人面談の実施や結果の検証及び組織的な対処方法の設定
- ・全教職員で取り組めるチェックリストの作成・共有などの具体的な取組
- ・「いじめ防止対策委員会」の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画
- ・加害児童生徒に対する成長支援の観点を踏まえた加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針
- ・「いじめ防止対策委員会」を中心としたPDCAサイクルによる点検、見直しの取組

(3) 学校の取組

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・学校いじめ防止基本方針を策定又は見直す際には、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。
- ・アンケートや協議の場を設けるなどして児童生徒の意見も取り入れた、より分かりやすい基本方針となるよう努める。
- ・学校のホームページに掲載するなど、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
- ・学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見したときの連絡相談窓口等を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 意義

- ・いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。

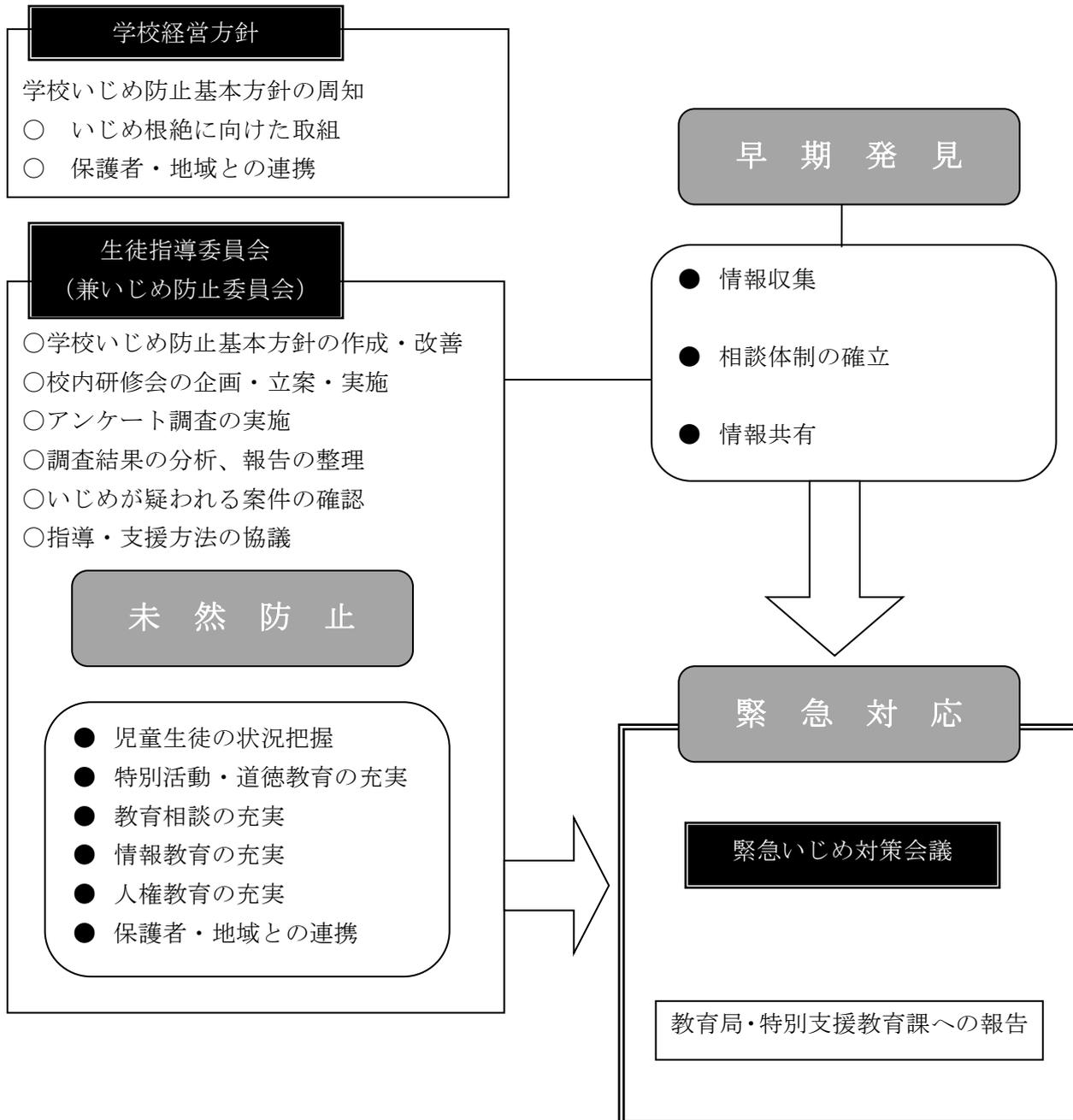
(2) 組織の役割

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う（いじめの未然防止）
- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口（いじめの早期発見）
- ・いじめの問題への対応に必要な情報の収集と記録、共有（いじめの早期発見・事案対処）
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった場合の緊急会議の開催や、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う
- ・被害児童生徒への支援内容や役割分担等を含む対処プランの策定と確実に実行する

- ・支援や指導のための体制、対応方針の決定、保護者との連携などの組織的な対応の実施
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う
- ・学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCAサイクルの実行）
- ・学校いじめ防止基本方針の内容が児童生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う
- ・いじめに係る相談・通報窓口であるなど、「いじめ防止対策委員会」の役割が児童生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う

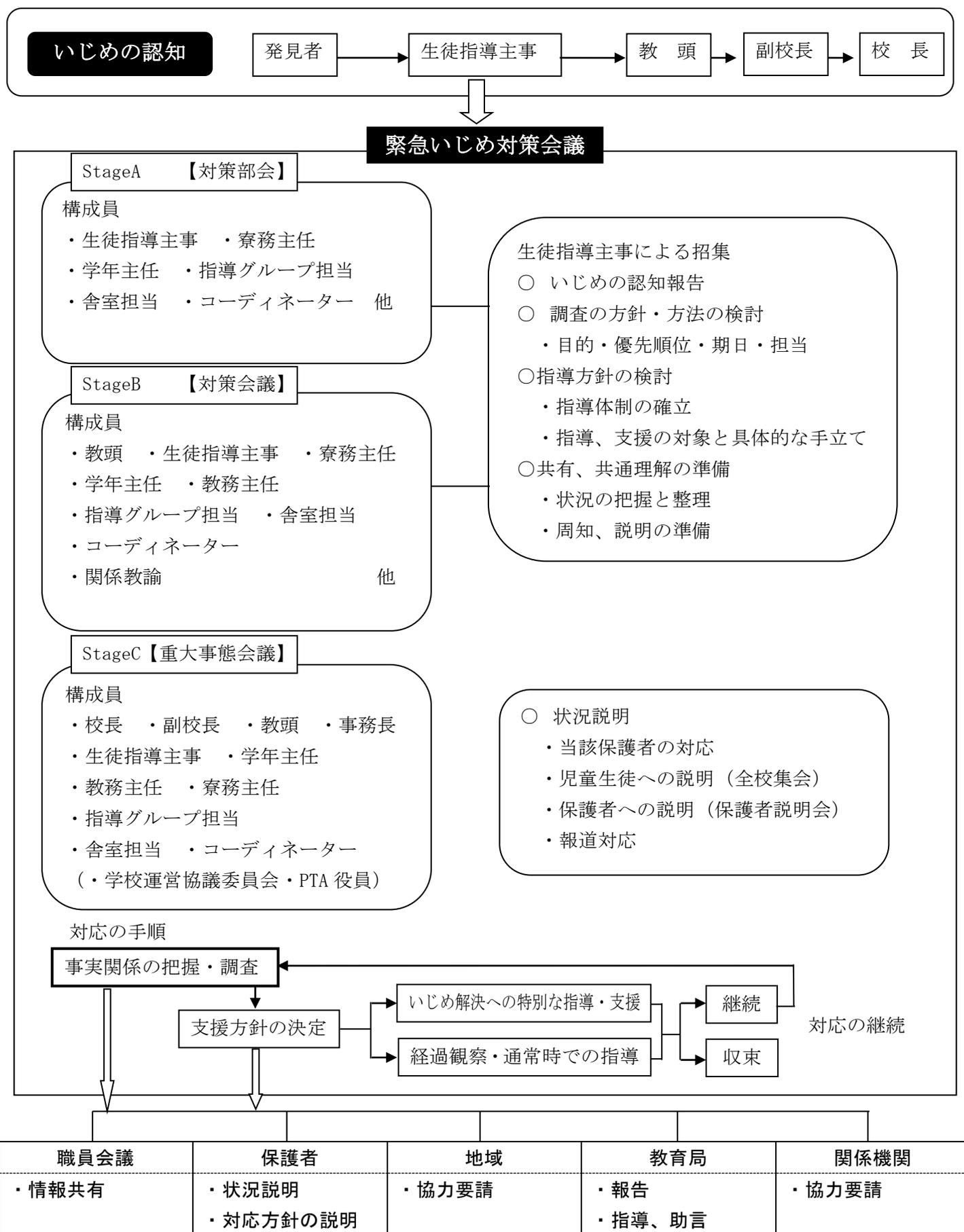
(3) 日常指導体制

- ・いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制の確立
- ・いじめを「しない」「させない」「許さない」集団づくり
- ・活躍できる授業づくりや豊かな集団生活が営まれる環境づくり



2 緊急時の組織対応

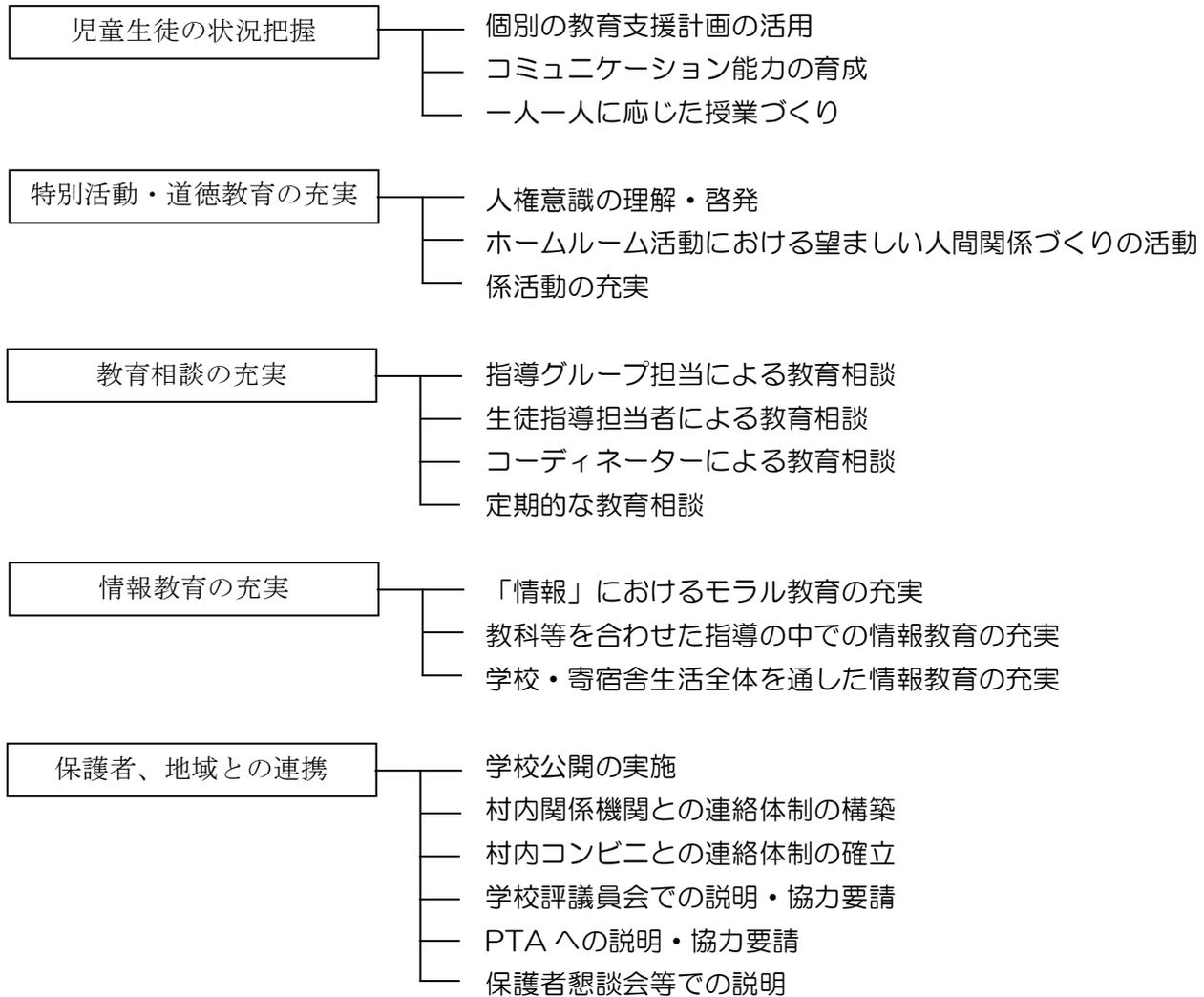
いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組



Ⅲ いじめの予防

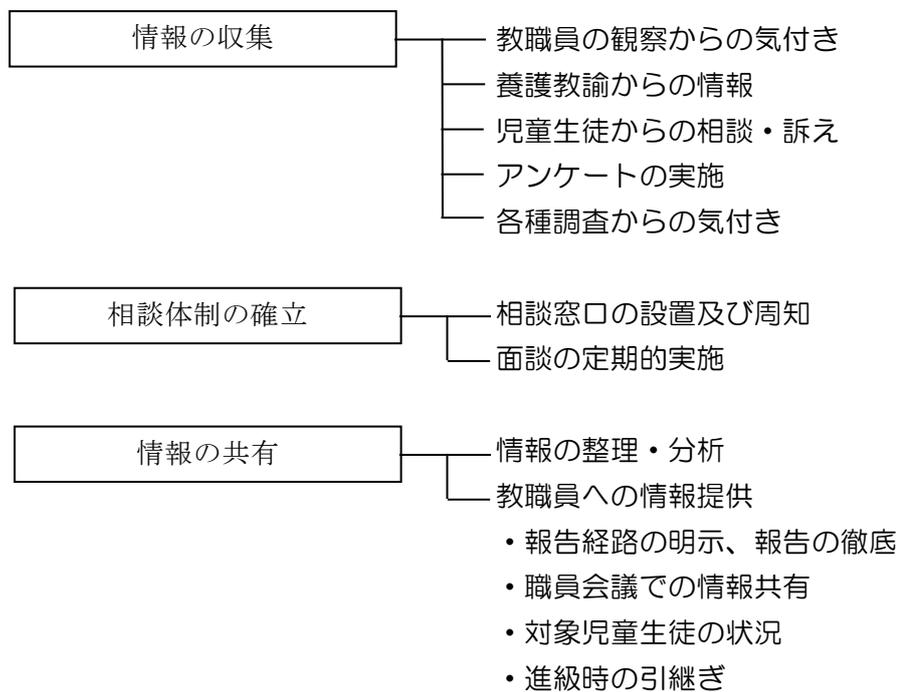
いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

児童生徒に対しては教育活動全体をとおして、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。



IV いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。



V いじめへの対応

1 児童生徒への対応

(1) いじめられている児童生徒への対応

いじめられている児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアをする。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

(2) いじめている児童生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付けるようにする。
- ・今後の生き方を考えられるようにする。

2 関係集団への対応

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えられるようにする。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

3 保護者への対応

(1) いじめられている児童生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

(2) いじめている児童生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- ・児童生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
- ・保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらおうよう協力を求める。

(3) 保護者同士が対立する場合等

必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
- 対応者を十分に検討して対応に当たる。
- 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

4 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(1) 教育局との連携

- 関係生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言
- 関係機関との調整

(2) 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害がある場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係との連携

- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での児童生徒の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療・指導・助言

5 ネットいじめの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- フィルタリング
- 保護者の見守り

イ 情報教育の充実

- 「情報」における情報モラル教育の充実
- 「総合的な学習における時間」による情報モラル教育の充実
- ホームルームにおける情報モラル教育の充実

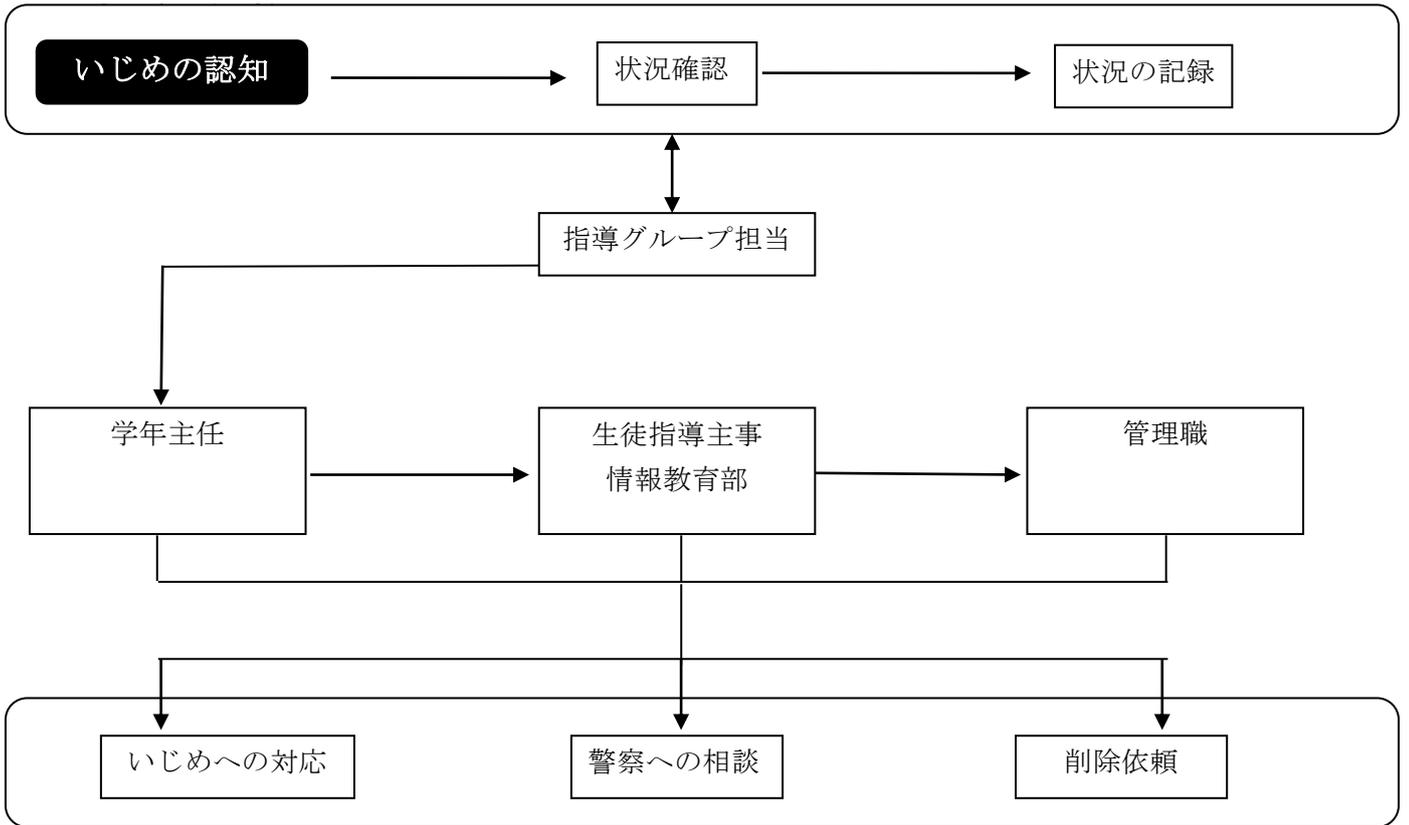
ウ 教職員の研修

- ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- ・保護者からの訴え
- ・閲覧者からの情報



VI 重大事態への対応

1 重大事態とは

(1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

「生命、心身又は財産に重大な被害を生じる」とは

- 児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を凶った、自殺を凶ろうとした場合）
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

(2) 児童生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

「相当の期間学校を欠席する」とは

○不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。

※ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する必要あり。

2 重大事態のときの報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、十勝教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

(1) 重大事態に関わる調査の目的

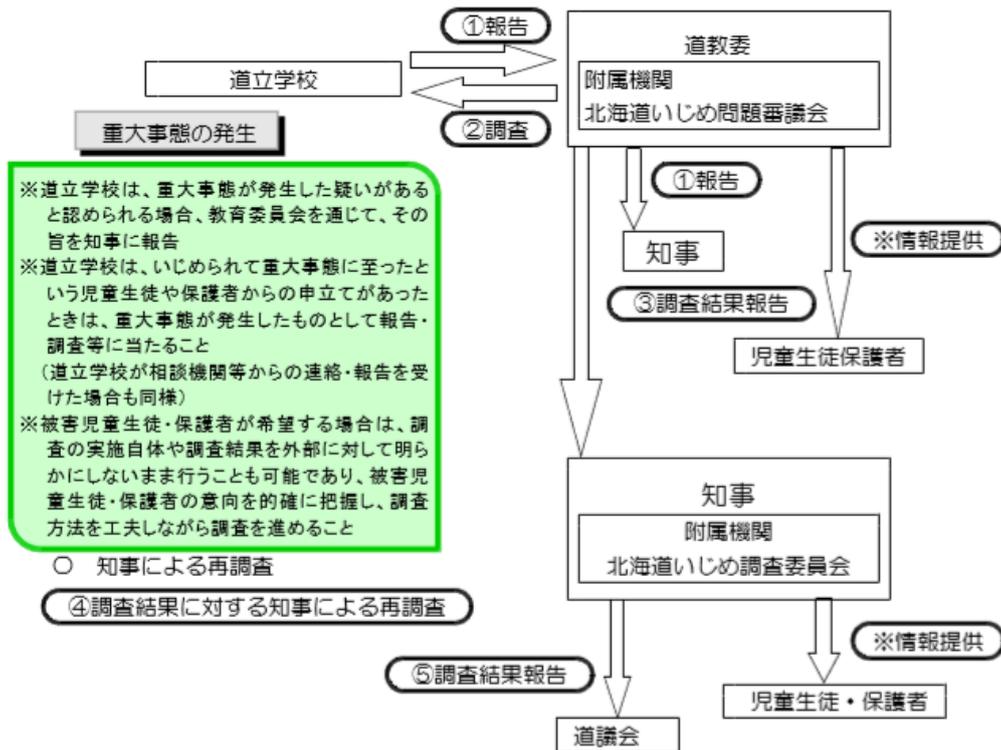
事実関係を明確にするための調査を行い、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどんな問題があったか、学校・教職員がどんな対応をしたかなどを可能な限り明確にする。道教委や学校が事実に向き合い、同種の事態の発生防止を図るものであり、民事・刑事上の責任追及や訴訟等への対応を直接の目的としていない。

(2) 調査の流れ

- ①学校は、道教委を通じて、重大事態の発生を、知事に報告する。
- ②重大事態発生の報告を受け道教委は、附属機関である「北海道いじめ問題審議会」に調査部会を設け調査を行い、調査結果を知事に報告する。
- ③知事は、附属機関である「北海道いじめ調査委員会」で調査結果に対する再調査を実施し、調査結果を道議会に報告する。

※いじめられて重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの申立てがあった場合、重大事態が発生した者として報告・調査にあたらなくてはならない。

(3) 道立学校における対処（図）



(4) 図の説明・留意点

- ②の調査は、事実関係を明確にするために行う。
- 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすることである。
- 情報提供については、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。
- この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、道立学校や道教委が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。
- 道立学校や道教委は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(5) その他

- 調査の主体を設置者または学校とするかは、学校の設置者の判断による。
- 附属機関の構成については、当該事案の関係者と利害関係のない者による事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

Ⅶ 本校の取組（令和4年度）

取組の名称

いじめにつながる行為をやめよう！

取組の概要

【ねらい】

いじめにつながる行為を知る。

【概要】

指導グループで相手が嫌がること、いじめにつながる行為について話し合いを進めた。出た意見のイラストを用いてポスターを作成し、相手が嫌がることはいじめにつながることを説明し、友達と仲良く過ごすことの大切さを伝えた。また、作成したポスターは、校内廊下に掲示した。

【児童生徒の感想】

日常生活の何気ない言葉や自分の身勝手な行動が相手を傷つけたり、いじめにつながったりすることが分かった。友達と仲良く生活していきたい。



成 果

みんなが分かりやすいようなイラストを使用したポスターを掲示することで、日々の生活ではいけないことについて気を付けることができています。